

## 訂正とお詫び

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（択一過去問編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

### 【商業登記法Ⅳ】

頁数	問題番号	誤	正
48	19-21	4（4個）	3（3個）（注）

（注）医療法人・学校法人・社会福祉法人は、すべて資産の総額が登記事項となっている（組合等登記令2Ⅱ⑥別表）。しかし、特定非営利活動法人（NPO）・司法書士法人においては、資産の総額は登記事項となっていない（組合等登記令2Ⅱ⑥別表）。よって、正解は4となる。

登記事項となる：○ 登記事項とならない：×

①一般社団法人・一般財団法人	×
②医療法人	
③学校法人	○
④社会福祉法人	
⑤特定非営利活動法人（NPO）※	×
⑥司法書士法人	

※特定非営利活動法人は特定非営利活動促進法第28条1項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、定款で定めるところにより、当該貸借対照表を公告しなければならないとされた（特定非営利活動促進法第28条の2-平成30年10月1日施行）ことに伴い、「資産の総額」が登記事項から削られた（旧組合等登記令別表特定非営利活動法人の項登記事項欄中「資産の総額」の削除-平30.9.27第110号参照）。なお、施行の際に現にされている「資産の総額」の登記は、登記官が職権で抹消する（別表実施要領参照）。

## 【商業登記法Ⅳ－令和3年改正による問題及び解説の変更】

20-16 個人商人の商号の登記に関して。商号の譲渡による変更の登記の申請書には、譲渡人の承諾書の印鑑につき、市区町村長の作成した証明書を添付することを要しない。

[2-35①]

20-17 商号の譲渡による変更の登記の申請書に添付すべき譲渡人の承諾書に押印された印鑑は、譲渡人が登記所に提出した印鑑と同一でなければならない。

[10-31ウ]

21-12 商業登記の申請書の作成に関して。申請書に金銭その他の物の数量、年月日及び番号を記載するにはアラビア数字を用いることができない。

[1-39①]

21-18 株式会社の代表取締役2名がそれぞれ代表権を有する場合であっても、いずれかの代表取締役のみが印鑑を登記所に提出することもできる。

[6-32①]

21-19 印鑑の提出に関して。数人の代表取締役が同一の印鑑を用いて印鑑の提出をすることはできない。

[59-31②]

21-20 インターネットを利用して登記を申請する場合には、送信された電子署名及び電子証明書により会社を代表すべき者の本人確認が可能なので、その者の印鑑を登記所に提出することはできない。

[17-31ウ]

21-21 代表取締役が数人いる株式会社について、これらの代表取締役が同一の印鑑を登記所に提出することはできない。

[17-31エ]

20-16 ×

商号の譲渡による変更の登記は、譲受人が申請人となる（30Ⅰ）。この場合、15Ⅰの規定に該当することを証する書面及び譲渡人の承諾書を添付するが（30Ⅱ）、承諾書に押印した印鑑と当該譲渡人に係る登記所届出印とが同一であるときを除き、承諾書に押印した印鑑につき市区町村長作成の印鑑証明書を添付しなければならない（規 52 の 2—令和 3 年改正）。

20-17 ×

商号の譲渡による変更の登記は、譲受人が申請人となる（30Ⅰ）。この場合、15Ⅰの規定に該当することを証する書面及び譲渡人の承諾書を添付するが（30Ⅱ）、承諾書に押印した印鑑と当該譲渡人に係る登記所届出印とが同一であるときを除き、承諾書に押印した印鑑につき市区町村長作成の印鑑証明書を添付しなければならない（規 52 の 2—令和 3 年改正）。令和 3 年の改正により、必ずしも譲渡人が登記所に印鑑を提出しているとは限らないため、その提出を前提とする本肢は×となる。

21-12 ×

商業登記の申請書の記載は必ず横書きにしなければならない（商業登記規則 35）。また、使用する文字には、アラビア数字を用いなければならない（規 48Ⅱ—令和 3 年改正）。なお、委任状等で縦書きをするときは、「壹、弐、参、拾」の文字を用いなければならない。

21-18 ○

会社に代表者が複数いる場合には、代表者のうち、一部の者が印鑑を提出することもできる。

21-19 ○

複数の代表者がそれぞれ印鑑を提出する場合には、各自別の印鑑を用いなければならない。

21-20 ×

令和 3 年の改正により、オンラインによって登記を申請する場合（代理権限証書を書面により作成し、登記所に提出又は送付した場合を除く）は、印鑑提出は任意となった。したがって、この場合でも印鑑の提出ができないわけではない。

21-21 ○

複数の代表者がそれぞれ印鑑を提出する場合には、各自別の印鑑を用いなければならない。

21-24 登記の申請人が個人商人であるときも、書面によって登記を申請する（オンラインによる申請において代理権限証書を書面により作成し、登記所に提出又は送付した場合も含む）場合は、印鑑を提出しなければならない。

[59-31⑤]

21-25 株式会社の代表取締役の変更があり、変更前の代表取締役が登記所に提出していた印鑑を変更後の代表取締役が自らの印鑑として使用する場合でも、変更後の代表取締役は、改めて印鑑を登記所に提出しなければならない。

[6-32②]

21-26 株式会社の代表取締役が交替した場合、後任の代表取締役は、前任者が登記所に提出している印鑑と同一の印鑑を登記所に提出する印鑑とするときは、印鑑の提出を要しない。

[10-31エ]

21-27 同一の所在場所において同一の商号を使用しようとする者が商号の登記の抹消を登記所に申請する場合には、あらかじめその印鑑の届出をしなければならない。

[57-39①]

21-28 商業登記法に基づく印鑑の提出に関して。会社の支店の所在地を管轄する登記所に対しては印鑑を提出する必要はなく、会社の支店の所在地においてする登記の申請書にはその代表者が押印する必要もない。

[17-31ア]

21-30 印鑑を提出した代表者が任期満了により退任したが直ちに再選された場合において、その退任と就任の登記を同時に申請するときは、書面によって登記を申請する（オンラインによる申請において代理権限証書を書面により作成し、登記所に提出又は送付した場合も含む）場合であっても、その代表者の印鑑を提出することを要しない。

[57-39⑤]

21-31 株式会社の代表取締役が再任され、書面によって登記を申請する（オンラインによる申請において代理権限証書を書面により作成し、登記所に提出又は送付した場合も含む）場合であっても、印鑑を再提出することを要しない。

[6-32⑤]

21-24 ○

個人商人も、書面によって登記を申請する（オンラインによる申請において代理権限証書を書面により作成し、登記所に提出又は送付した場合も含む）場合は、印鑑を提出しなければならない。

21-25 ○

代表者が交代した場合には、申請人の同一性が失われるため、従前と同一の印鑑を使用する場合であっても、改めて印鑑の提出をしなければならない。

21-26 ×

代表者が交代した場合には、申請人の同一性が失われるため、従前と同一の印鑑を使用する場合であっても、改めて印鑑の提出をしなければならない。

21-27 ×

商号の登記をした者が、商号の廃止、変更又は移転等の登記をすべきであるにもかかわらず、その登記の申請をしない場合、当該商号の登記の同一の所在場所において同一の商号を使用しようとする者は、当該商号の登記の抹消を申請することができる（33 I）。その場合には、当該商号の登記に係る営業の所在場所において、同一の商号を使用しようとする者であることを証する書面の添付を要する（33 II）が、申請人に印鑑の提出義務はない。

21-28 ×

書面によって登記を申請する（オンラインによる申請において代理権限証書を書面により作成し、登記所に提出又は送付した場合も含む）場合であっても、会社の支店の所在地では印鑑を提出する必要はない。しかし、支店所在地における登記の申請にも § 17 II の規定は適用され、申請書には、申請人又はその代表者（当該代表者が法人である場合には、その職務を行うべき者）若しくは代理人が記名押印しなければならない。

21-30 ○

印鑑の提出義務者が、重任された場合、または、代表者の権利義務を有していたものが代表者として選任又は選定されたような場合は、印鑑を再度提出する必要はない。

21-31 ○

印鑑の提出義務者が、重任した場合、又は代表者の権利義務を有していたものが代表者として選任又は選定されたような場合は、印鑑を再度提出する必要はない。

21-32 印鑑ファイルに記録された被証明事項の生年月日の記録に錯誤がある場合には、訂正申請書を提出することにより補正をすることができる。

[59-31③]

21-33 書面によって印鑑を提出する際に提出した市区町村長の作成に係る印鑑証明書について、原本の還付を請求することができる。

[59-31①]

21-34 支配人が印鑑を提出する場合に商人が支配人の印鑑に相違ないことを保証した書面に添付する印鑑証明書は、作成後3か月以内のものであることを要しない。

[62-36①]

21-38 支配人の印鑑を登記所に提出するには、商人よりしなければならない。

[57-39④]

21-39 会社の代表者が会社の支配人の印鑑を提出する場合には、当該代表者が印鑑の届書に登記所が作成した作成後3か月以内の当該代表者の印鑑証明書を添付してしなければならない。

[15-30ア]

21-40 株式会社の代表取締役の氏名の変更の登記の申請をするときは、当該申請とともに、当該代表取締役の提出に係る被証明事項の変更の届出もしなければならない。

[21-32オ]

21-41 株式会社の代表取締役の印鑑に関して。印鑑ファイルに記録された被証明事項で登記されたものにつき、変更の登記の申請をする場合には、同時に市区町村長の作成した印鑑証明書を添付して、印鑑を再提出しなければならない。

[6-32④]

21-32 ○

印鑑ファイルに記録された事項に錯誤又は遺漏がある場合は、訂正申請書を提出することにより補正をすることができる。なお、当該事項が登記事項であった場合、登記事項を変更又は更正すると、登記官は職権で印鑑ファイルにその旨及びその年月日を記録することになる。

21-33 ○

書面による印鑑の提出にあたっては、印鑑届書に押印した印鑑について、市区町村長が作成した印鑑証明書を添付しなければならない。なお、当該印鑑証明書は原本還付を請求することができる（平成 11. 2. 24 第 379 号）。

21-34 ×

支配人が印鑑を登記所に提出するには、商人が支配人の印鑑に相違ないことを保証した書面を添付する。また、商人が登記所に印鑑を提出している場合は、商人は保証書に当該登記所に提出している印鑑を押印し、商人が登記所に印鑑を提出していない場合は、商人は保証書に個人の実印で押印し、当該印鑑について市区町村長の作成した印鑑証明書を添付する。当該印鑑証明書は、作成後 3 か月以内のものであることを要する。

21-38 ×

支配人の印鑑の届出は、支配人自身が行う。

21-39 ×

支配人の印鑑の届出は、支配人自身が行う。なお、支配人が印鑑を登記所に提出するには、商人が支配人の印鑑に相違ないことを保証した書面を添付する。また、商人が登記所に印鑑を提出している場合は、商人は保証書に当該登記所に提出している印鑑を押印し、商人が登記所に印鑑を提出していない場合は、商人は保証書に個人の実印で押印し、当該印鑑について市区町村長の作成した印鑑証明書を添付する。

21-40 ×

被証明事項（旧印鑑届出事項）として記録された事項で登記されたものにつき変更の登記をしたときは、登記官は印鑑に係る記録にその旨を記録しなければならない（規則 9 の 2Ⅱ）。したがって、株式会社の代表取締役の氏名の変更の登記を申請したときは、当該代表取締役の提出に係る印鑑届出事項は登記官が職権で変更するため、当該申請とともに、当該代表取締役の提出に係る印鑑届出事項の変更の届出をすることは要しない。

21-41 ×

印鑑ファイルに記録された被証明事項で、かつ、登記事項であるものについて、変更又は更正の登記の申請がされた場合には、当該変更又は更正登記に基づいて、登記官が職権で、印鑑ファイルにその旨及びその年月日を記録する。よって、印鑑の再提出は不要である。

21-42 印鑑ファイルに記録された被証明事項で登記されているものにつき、変更の登記を申請する場合の印鑑の再提出にあたっては、市区町村長の作成した印鑑の証明書を添付しなければならない。

[57-39②]

21-45 支店に置かれた会社の支配人が提出した印鑑の廃止をする場合には、届書に登記所が作成した会社の代表者の印鑑の証明書を添付する必要はない。

[10-31ア]

21-64 電子認証の事務を取り扱う管轄登記所において、被証明者は、商号、本店、資格、氏名、公開かぎの値及び電子証明書の証明期間を表した電子証明書の発行を請求することができる。

[15-30オ]

21-94 印鑑の提出は、オンライン（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法を含む。）によってすることはできない。

[21-33エ]



21-42 ×

印鑑ファイルに記録された被証明事項で、登記事項であるものについて、変更又は更正の登記をした場合には、当該変更又は更正登記に基づいて、登記官が職権で、印鑑ファイルにその旨及びその年月日を記録しなければならない。よって、印鑑の再提出は不要である。

21-45 ○

印鑑廃止の届書には、提出している当該印鑑を押印する。したがって、支配人が提出した印鑑の廃止をする場合は、支配人の届出印を押印することになるが、会社の代表者の印鑑の証明書を添付する必要はない。

21-64 ○

電子認証の事務を取り扱う管轄登記所において、被証明者は、電子証明書の発行を請求することができる(12の2I V)。そして、当該電子証明書には①商号②本店③資格④氏名⑤公開かぎの値⑥電子証明書の証明期間が表されている。

21-94 ×

オンラインによる登記の申請と同時に行う場合に限り、印鑑の提出もオンラインで行うことができる(規106-令和3年改正)。